

## 不利益処分の処分基準（行政手続条例）

担当部署:都市整備部まちづくり推進課 No.014

処 分 名	督促期限を超える清算金及び督促手数料・延滞金の徴収
処 分 の 概 要	区画整理事業の換地計画における徴収すべき清算金を滞納する者があり、督促状により納付すべき期限を指定して督促したものの、その期限を過ぎても納付がされない場合、差押等により清算金並びに督促手数料及び延滞金を徴収します。
根拠条例等・条項	春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程（平成 17 年条例第 145 号）第 28 条第 3 項
処 分 基 準	区画整理の換地計画における従前の宅地価額と当該宅地に対する換地の価額に不均衡が生じた場合に定める徴収すべき清算金において滞納する者があり、督促状によって納付すべき期限を指定したものの、期限を過ぎて納付がされない場合は、国税滞納処分の例により差押等の手段によって清算金並びに督促手数料及び延滞金を徴収します。
設 定 年 月 日	平成 17 年 10 月 1 日（最終改正：平成 26 年 4 月 1 日）
備 考	

根拠条例及び  
関係例規等の抜粋

■春日部都市計画事業西金野井第二土地区画整理事業施行規程  
(清算金の算定)

第23条 換地計画において定める清算金の額は、従前の宅地の価額の総額に対する換地の価額の総額の比を従前の宅地又はその上に存する権利の価額に乗じて得た額と当該宅地に対する換地又はその換地について定められた権利の価額との差額とする。

(換地を定めない宅地等の清算金)

第24条 法第90条、第91条3項、第92条第3項又は第95条第6項の規定により換地又は所有権以外の権利の目的となるべき宅地の全部若しくは一部を定めなくて金銭で清算する場合における清算金は、従前の宅地の価額又は従前の宅地の所有権及び所有権以外の権利の価額に前条の比を乗じて得た価額とする。

(清算金の徴収又は交付の通知)

第25条 施行者は前2条の清算金を徴収し、又は交付する場合には、その期限及び場所を定め、少なくともその期限の30日前にこれを納付すべき者又は交付を受けるべき者に通知するものとする。

(清算金の分割徴収又は分割交付)

第26条 施行者は、その徴収すべき清算金又は交付すべき清算金の総額が3万円以上である場合は、それぞれ別表第1又は別表第2に定めるところにより分割徴収し、又は分割交付することができる。この場合において、分割徴収し、又は分割交付する期限は、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から起算するものとする。

(督促手数料及び延滞金)

第28条 第25条又は第26条の規定により徴収する清算金を滞納する者がある場合は、督促状によって納付すべき期限を指定して督促する。

2 前項の規定により督促したときは、1件1回につき60円の督促手数料及び年10.75パーセントの割合で計算した額の延滞金を併せて徴収する。

3 第1項の規定による督促を受けた者が、督促状において指定された期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、国税滞納処分の例により同項に規定する清算金並びに前項の督促手数料及び延滞金を徴収する。

■土地区画整理法

(清算金の徴収及び交付)

※第110条1項～5項に規定